



野教委学第 988 号  
平成 27 年 5 月 28 日

野洲市通学区域審議会

会長 岩井 實 様

野洲市教育委員会



「市三宅・行畠・野洲地区」地区計画区域における通学区域の  
一部見直しについて (諮問)

このことについて、野洲市通学区域審議会条例（平成 16 年野洲市条例第 85 号）第 2 条の規定により諮問しますので、答申をいただきますようお願いします。

記

諮問内容

1. 主旨

野洲市野洲及び行畠の全域は、「野洲市立学校の通学区域等に関する規則」（平成 16 年野洲市教育委員会規則第 15 号。以下「規則」とする。）の規定により、野洲幼稚園・さくらばさま幼稚園、野洲小学校及び野洲中学校の通園、通学区域と定められているが、平成 24 年 3 月 28 日に「市三宅・行畠・野洲地区」地区計画区域が市街化区域に編入されたことにより、当該地区計画区域内の野洲及び行畠の地域の通園、通学区域について見直しを行いたい。

2. 通学区域の見直し対象地域 (\*別添地図参照)

「市三宅・行畠・野洲地区」地区計画区域内の

(1) 野洲の一部 (準用河川友川から東側、東海道本線から北西側)

(2) 行畠の一部 (東海道本線から北西側)

(以下、(1)及び(2)の地域を「当該地域」という。)

### 3. 見直し内容

#### (1) 幼稚園通園区域の見直し

当該地域の通園区域を、野洲幼稚園・さくらばさま幼稚園通園区域から北野幼稚園通園区域へ見直しする。

#### (2) 小学校通学区域の見直し

当該地域の通学区域を、野洲小学校通学区域から北野小学校通学区域へ見直しする。

#### (3) 中学校通学区域の見直し

当該地域の通学区域を、野洲中学校通学区域から野洲北中学校通学区域へ見直しする。

### 4. 見直し理由

平成24年3月28日に「市三宅・行畠・野洲地区」地区計画区域が市街化区域に編入されたことにより、当該地域も市街化区域となったものである。

元は市街化調整区域であり住宅は無く、当該地域から通園又は通学する者も無かつたが、市街化区域に編入されたことにより住居系開発が可能となり、平成27年5月末現在で3件の住居系開発申請が提出され、当該地域から通園又は通学する者が居住することがほぼ確実と考えられるようになった。

規則に則れば、当該地域の通学区域は前記のとおりとなるが、次の事項等に考慮する必要があると思われる。

#### (1) 野洲小学校生徒数の学習環境への影響

現在のところ、当該地域内での住居系開発が見込まれるのは、市道市三宅・妙光寺線より東側の地域である。

同市道西側の地域は、大型量販店に係る開発計画が市に提出されているところであるが、この開発計画がある地域の都市計画法上の用途地域は近隣商業地域であるため、住居系開発の実施の可能性も考慮しなければならず、その場合当該地域からの通園、通学する者は増加することになる。

特に当該地域の小学校の通学区域を野洲小学校とした場合、同小学校での生徒数の将来推計を考えると、同小学校通学区域内での他の開発予定地域からの生徒の数も合わせれば、同小学校の生徒の定員数に到達する可能性があり、また同小学校の余裕教室の確保にも課題が生じ、ひいては野洲小学校生徒の適正な学習環境の確保が困難になるおそれがある。

#### (2) 当該地域及び市三宅の地域の通学

当該地域に隣接する市三宅の地域には平成24年3月28日以前から住宅が

存在し、在住する幼稚園園児、小学生及び中学生は規則に則り、北野幼稚園、北野小学校及び野洲北中学校に通園、通学している。

当該地域を規則どおりとした場合、当該地域及び市三宅の地域との通園、通学区域の境界の明確化や地理的な整合性を図る必要がでてくる。

### (3) 安全な通園、通学路の確保

当該地域の通園、通学区域を規則どおりとした場合、東海道本線鉄道を通過するには、「甲賀踏切」、「笠作踏切」等の経路は安全面に課題が多く、通園、通学路とするには不適と考えられる。

その場合、市道市三宅・妙光寺線の歩道を経由することが適すると思われるが、朝の通学時間に徒歩で通学する小学生及び自転車で通学する中学生が、この歩道をほぼ同時間帯に通学するので、安全を確保するため地元や保護者の協力が必要となる。

以上のことから、当該地域の通学区域の見直しを諮問するものである。

